

平成十四年六月定例会

一般質問要旨

自由民主党広島県議会議員会

石橋良三

皆さん、こんにちは。

私は、自由民主党広島県議会議員会の、石橋良三でございます。

今次、定例会に、登壇する機会を与えていただき、議長を初め、議員各位に、心より、感謝を申し上げます。

■閉塞感から脱却の兆し

今、我が国は、多くの面で閉塞感の真っ只中にあると言っても過言ではありません。

その原因には、さまざまなものがあると思いますが、その根本には、「国家意識」の希薄さ、あるいは、「道徳」、「家族の絆」、「国を愛し、国を守る心といった国家観」の喪失がある、と思わざるを得ません。

しかし、今、開かれている、サッカーのワールドカップを、テレビで観戦して、ようやく目覚め始める機運が生まれて来ていると実感いたしました。

ワールドカップは、まさに、愛国心の発露の場であり、我が国の若いサポーター達も、諸外国の応援に負けずに、ちぎれるほどに日の丸を振り、君が代を大声で歌い、選手達を応援していました。

この光景を、これまで「日の丸、君が代」に異を唱えてきた日教組や一部運動団体の人は、どのような思いで見ていたのか、誠に感慨深いものがあります。

■「人の道」とは何か

さて、「人」は、家族という先祖からの尊い生命の流れの中に生まれ、歴史・伝統・文化を共有する共同体の中で育まれて、初めて「人間」としての根が培われるのであります。

この共同体とそれに根差した生きかたを守ることが、即ち、「国を守る」ことなのであります。

その生きかたとは、具体的に言えば、「親には孝行を尽くす、兄弟姉妹仲良くする、夫婦は仲睦まじく、友達は信じ合って付き合い、自分の言動を慎み、広くすべての人々に愛の手を差し伸べ、勉学に励み、職業を身に付け、知識や教養を養い、才能を伸ばし、人格の向上に努め、広く公のために尽くし、法律や規則を守り、正しい勇気をもって真心を尽くす。」ということのであります。

これは、何も我が国だけでなく、世界の多くの国々が、それぞれの国の歴史・文化・伝統に基づき、踏み行っている人の道であります。

この、ごく当たり前であったことが、当たり前にならなくなった、我が国の病巣はどこにあり、その要因は何であるかを探し求め、これを除去しなければなりません。

かつて、我が国は、氣力に満ち溢れた国でありました。

明治維新を成し遂げ、未曾有の敗戦から、奇跡の復興を成し遂げたのは、決して遠い昔のことではありません。

複雑化する社会、多様化する価値観の中で、真に全国民が心を一つにすることのできる意識は、ワールドカップで垣間見た、

未だ、日本人の心に潜在する、日本を愛する心ではないでしょうか。

本当に、そうであってほしいと願いながら、質問に入りたいと思います。

1、男女共同参画社会の問題点について

■男女共同参画 = ジェンダーフリー = 男女同質 ≠ 男女平等……

質問の第一は、今、進められようとしている男女共同参画社会の問題点についてであります。

その第一点目は、男女共同参画の現状認識について質問いたします。

男女共同参画社会基本法について、この法律成立の立役者の一人である、東京大学の大沢真理教授は、「男女共同参画と男女平等とはまったく異なった概念であり、男女共同参画とは、ジェンダフリーのことである。」と発言しています。

また、著名なフェミニスト学者の上野千鶴子教授も、「こんな過激な法律を、国会がよく通したものだ」と発言し、基本法は、「男女の“区別”を“差別”に昇格させた」と論じているのであります。

すなわち、男女の「区別」をすべて否定し、「差別」とすりかえる考え方が、「男女同質」を求める「ジェンダーフリー」

という思想であります。

このような思想的背景がある「男女共同参画基本法」が、平成十一年に国会において、全会一致で可決され、また、本県においては、昨年十二月に「広島県男女共同参画推進条例」が可決されたのであります。

■「男らしさ」「女らしさ」は敵？伝統的な文化や生き方を否定するジェンダーフリー

ジェンダーは、「歴史的、社会的、文化的につくられた性差」と定義され、これを解消しようとする、ジェンダーフリーの考え方からすれば、我が国の美しい歴史・伝統・文化をも否定することになるのであります。

実際、本年四月に文部科学省の委嘱で作成された子育て支援のパンフレットでは、伝統文化の「ひな祭りのお雛様」や「鯉のぼりや武者人形」男の子は太郎、翔太、翼、大輝など勇ましい名前、女の子は花子、さくら、愛子など、優しくて愛らしい名前等が、「男らしさ、女らしさ」を押しつける、子育ての例として、否定的に記述されるなど、その影響は、じわじわと浸透しつつあるのであります。

また、県が発行した、「男女共同参画プラン」を紹介するパンフレットにも、明らかに、「男らしさ」「女らしさ」を否定する、文言があります。

このように、ジェンダーフリーの思想には、自然の摂理を否定し、我が国の文化・伝統を破壊するものがあるのであります。

については、こういった、ジェンダーフリーの思想でもって、進められようとしている男女共同参画社会について、知事は、どのように思われるのか、見解を、お伺いいたします。

■男女共同参画社会と家庭・家族の弱体化

第二点目として、男女共同参画社会における、家庭・家族の尊重について、お伺いします。

現在、家庭崩壊が深刻な状況を呈し、それが原因となって、愛情不足の子供達が人格障害に陥ったり、犯罪が急増しており、また、子供を愛せない親、幼児虐待を繰り返す親、子育てができない親も増加しています。

新聞によれば、平成十三年度中に、県内の児童相談所に寄せられた、児童虐待の相談件数は、過去最多の六七三件、実に七年前の二十四倍と激増しており、しかも、実母による虐待は、四百九件と多く、実の親による虐待が、八十三.〇パーセントにも達しているのです。

こうした問題の背後には、母親が、子どもを、かわいく感じられない、いわゆる「母性」崩壊が進行しているという指摘があります。

また、昨年、文部科学省が発刊したパンフレットによれば、殺傷行為や恐喝、窃盗など、青少年の重大な問題に関し、その要因の一つとして、「父親の不在」があることを指摘しているように、子供に規範や秩序、社会性を躡る「父性」の崩壊も、進行しているのです。

■子供と母親の結びつきは自然の摂理である

子どもの健全な育成には、「母性」、「父性」、家庭の絆、家族の絆が決定的に重要であることはいうまでもなく、とりわけ、少なくとも、三歳までは、母親の愛情の中で育まれることが大切であります。

例えば、保育園にゼロ歳から預けられていたという、ある女子学生がこういう思い出を語っております。

「自分は、四、五歳の頃まで、近所のおばさんに預けられていた。その人は、とても優しい人で、一日の大部分は、その人のもとにいた。母親とは、ほとんどの時間、一緒ではなかった。しかし、夕方になって、母親が迎えに来ると、嬉しくて母親に抱きついた。どうしてなのでしょう。」といった思い出であります。

彼女は、生まれてからの大半の時間を近所のおばさんと過ごしてきました。しかも、とても優しい、いい人だった。それなのに「近所のおばさん」では心が満たされない、母親でなければならないというのは、何故なのか。

それは、母親との結びつきは、実は、生まれる前からのものなのであり、母親のお腹の中にいるときから母親の声を聞き、感情を感じ、血液をもらい、母親の心と体の状態を感じ取っているのです。

その生理的なレベルで既に母親との結びつきができあがっているのです。

実母に会ったことがない子供が実母を求める心理は、このよう

なものとしてしか説明がつかない。だからこそ、子供は生まれてから、改めて、母と心理的に結びつくことによって、特に心が安定するのであります。

これが、自然の摂理であり、父母の恩愛は海よりも深く、山よりも高く、家族とは、そういうものなのであります。

■自然な人間の在り方を破壊するジェンダーフリー思想

その、当たり前前のが、先人達は何千年にもわたって、常識として培ってきたものが、今、まさにジェンダーフリーという思想によって、崩れ去ろうとしているのであります。

法律や県の条例制定を契機として、市町村においても「男女共同参画」という美名のもとに、さまざまな施策が急ピッチで進められようとしています。これらの施策が、ジェンダーフリーを推進する一部の人達によって、「家族」「家庭」を否定する方向に利用されてはならず、仮に、行政施策として行われるとするならば、これは、大変、危険なことであります。

ついでには、このような思想を背景とした条例に基づき策定する基本計画は、「母性」「父性」を否定し、「男らしさ」「女らしさ」を否定するようなものになるのか、あるいは、家庭を尊重し、家族の絆を大切にしていこうとするものなのか、知事の御所見をお伺いいたします。

■家庭科教科書がジェンダーフリー読本になっている！

第三点目は、現在進められている男女共同参画が、教育現場に与える影響と課題についてであります。

このようなジェンダーフリーの思想に基づく「男女共同参画」が、教育現場に与える悪影響を如実に示すものとして、来年度から高等学校において新しく使用される家庭科教科書があります。

本年四月に発表された、文部科学省の検定に合格した、高等学校の家庭科教科書の中には、憂慮すべき重大な意味を持っていると思われる記述が随所に見受けられるのであります。

その具体的な例を申し上げますと、「父性」「母性」という言葉自体を排除し、「家族は個人が選択するライフスタイルの一つでもある。」として、家族よりも個人主義的な側面が強調されている教科書、あるいは、「同性愛のカップルを、家族と考える人も増えてきた。」という表現や、「シングルマザー」を殊更に肯定的に取り上げた教科書、さらには、子孫を残すための「生殖としての性」との対比で、体と心のふれあいを深め合う「コミュニケーションとしての性」として、フリーセックスを、あたかも高校生に推奨しているかのような記述の教科書があります。

また、これらの教科書の中には、いわゆる「専業主婦」は、家族の中で権力を持つ人と持たない人を生じさせるという記述があり、それは稼ぐ者と養われている者、即ち、支配する者とされる者という視点から、専業主婦を否定する記述なのであ

ります。

さらには、教科書の最初の部分に、「家庭基礎をどう学ぶか」と題して、男らしさや、女らしさというものにかかわる、文化的なもの、あるいは、社会的な現象に関し、これを、否定的な観点から疑問を持たせることが、「学ぶ目的」になっている教科書まであるのであります。

このように、国の基本法や県の条例を足がかりとして、大手を振って、ジェンダーフリー思想が、教育現場を害しているのであります。

しかし、学習指導要領においては、家庭科の「教科の目標」を、「家族・家庭の意義、家族・家庭と社会のかかわりについて理解させる。」こととされており、明らかに、「学習指導要領」の精神に反していると言わざるを得ないのであります。

私は、このような目的や、内容を持った、家庭科教科書が生徒に配られ、高校教育が施されていくことになれば、結果として、教育が社会を壊す働きをしていく、しかも、それは一般の目には見えないところで着実に進行していくと憂慮するものでありますが、教育長の、見解をお尋ねいたします。

また、このような記述のある家庭科教科書を、県教育委員会の責任で採択するのか、併せて、お伺いいたします。

2、議会制民主主義を脅かす「審議会」政治の実態について

■誰も知らないところで法律が作られていく恐ろしさ

質問の第二は、議会制民主主義における、「審議会」「検討委員会」「協議会」「懇話会」などの問題点についてであります。

平成十一年八月、国民注視の中で議論を尽くして「国旗国歌法」が成立したことは、多くの国民が記憶していることと思いますが、同じ国会において成立した「男女共同参画社会基本法」について、どれだけの国民が知っていたでありませんでしょうか。

先般、私の地元で約六百名の女性の方々にお集まりいただき、「男女共同参画」について講演会を開催し、そこでアンケートをお願いしたところ、「男女共同参画」について「よく知っている」と答えた方は、一割以下でありました。

大多数の県民にとって、「男女共同参画」といっても、実際のところ、よく分からないというのが現実であります。

「男女共同参画」という、我が国の将来にとって、大変に重要な法案であるにもかかわらず、その内容が、ジェンダーフリーの思想になっていることが、ほとんど知られていないことに大きな不安を抱いているのであります。

そこで、私は、議会制民主主義の中における審議会等のあり方について、質問を致します。

「男女共同参画社会基本法」についても、「男女共同参画審議会」において、国民の代表でない一部の人々により、議論が進められました。

■広島県の「審議会」政治の実態

本県においても、「審議会」「委員会」「推進協議会」「検討委員会」などが多く設置され、その数は、実に百二十二に上り、県民の代表である我々議員の知らないところで、多くの実質的政策決定がなされております。

私は、例えば、医療の分野のように、まさに、専門的な知識や、技術を要する者の情報や意見を求めることや、複雑・また多様化する行政の抱える諸課題について、各界各層からの幅広い意見を聞くという基本的な点については否定するものではありませんが、あくまでも、我が国は、議会制民主主義、間接民主主義制度であることを、肝に命じなければならないのであります。

それが、最近の傾向を見ると、本県でも、政策判断の数多くを、審議会、検討委員会等の提言等に求めている事例が多々あると思います。

例えば、広島県男女共同参画審議会や広島県人権教育・啓発指針策定懇話会などは、行政の意思を強く反映させてくれる人選をしており、あたかも、審議会・協議会等を隠れ蓑とした、施策決定を促すやり方は、まさに、自らの責任を、あらかじめ回避できるポジションに自らを置き、「審議会の答申」がこうだからとか、「懇話会の最終報告」がこうだからとか、あたかも審議会・懇話会なるものが、施策を決定しているかの言動には、まったく、行政としての見識と責任を見い出すことができないのであります。

審議会・懇話会などが、行政の政策判断に与えるものは、一つの参考意見に過ぎないものであり、これらには、何ら責任の所在もなく、ことさらに、このような、第三者機関の意見を、施策決定の重要な判断基準にすることは、誠に危険であり、多くの県民の意思の反映にならず、行政の責任逃れのそしりを免れないと思うのであります。

■「審議会」等のルールの明確化を

当然、県の施策決定に当たっては、議会は多大なる責任を負っているものであり、そのことは、議員一人一人が、それぞれの選挙区において、四年に一度、県民から厳しい審判を下されるのであります。

行政が、その施策決定の手段として、必要以上に、審議会・懇話会などを設置することは、行政の怠慢であり、自らの責任を明らかにしないやり方であり、また、そのことによる時間的損失は計り知れず、県民の大いなる損失であります。ましてや、民間では考えられない、許すべからざる行為であります。

このような観点から、審議会・懇話会等の設置基準、委員の選任基準、公表の仕方など、そのルールを明らかにし、現在ある、百二十二に及ぶ審議会・懇話会等について見直すことによって、行政の責任の所在を明らかにすべきと思いますが、知事の真摯な見解を伺います。

3、「人権教育・啓発指針」の問題について

■「人権とは何か」という問い

質問の第三は、「人権教育・啓発指針」の推進に係る基本認識についてであります。

県では、先月、本県が、今後実施する人権教育・啓発についての基本方針を示すものとして、「広島県人権教育・啓発指針」を策定されました。

しかし、私は、「指針」を読み、抽象的で無機質な、まるで砂を噛むような感じを受けたのであります。

その原因は、この指針が「人権」についての指針でありながら、「人権」についての定義づけが一切なされていない所にあると思うのであります。

私は、そもそも、これまで、我が国において、「基本的人権」という一語について、真摯な議論が戦わされて来なかった事自体、我が国の「人権」に関する認識が、いかに低いものであったかを痛感しているのであります。

■「人権」によって「人権」が侵される怪

その傾向は、とりわけ「人権」を声高に強調する人々において著しく、「人権」という言葉を、「絶対不可侵の神聖な観念」として崇め奉り、その結果、「人権」という言葉だけを一人歩きさせ、社会全体を思考停止に追い込み、「人権」の名のもとに、

「人権侵害」が行われるという、異常な事態をもたらしたのであります。

特に、本県においては、四年前に、世羅高校の石川校長が命を落とされた事件を、忘れることは出来ません。「人権を叫ぶ人達に、主人は人権を奪われた」という、奥様の悲痛な叫びは、今も、私の耳を、離れないのであります。

■我が国の「人権」という一語の解釈の「歪み」

現在、我が国では、「基本的人権」について、「人が人であることに基づいて生まれながらにして有する権利である」、とする解釈が行われていますが、実は、この解釈の中に、既に「人権」を暴走させる危険性が潜んでいるのであります。

日本が欧米から学んだ「人権思想」の背景には、その大前提として、キリスト教に基づく共同体があり、「神の下にある人間」という観念によって、「神への義務」という自覚が生まれ、「権利」と「義務」のバランスが成立しているのであります。この欧米の歴史的・宗教的背景の上に、「人権思想」は生まれてきたのであります。

ところが、こうしたキリスト教の神を持たない我が国では、戦後、我が国の独自の歴史・伝統・文化を否定する風潮が広まったことにより、全く定義のない、何の前提ももたない、抽象的な「個人」だけが取り残され、「人権」における、「自己制約」の論理や「義務」の根拠が、一切、見失われてしまったのであります。

■「人権」における「人」とは何か／権利と義務のバランスについて

私には、果たして、こうした「個人」が、単に「人間」であるというだけの理由で、「権利」の主体足り得るのか、という強い疑念を抱くのであります。

一方、「人間」は、歴史を超越した「個人」ではなく、具体的な歴史・伝統・文化の中で、人格を育まれた存在であり、「権利」もその中で生ずる、という考え方が、イギリスにおいて発達しましたが、これこそが「人権」についての極めて重要な思想なのであります。

人は、国家や民族、あるいは社会、家族という共同体の中で生きているのであり、当然、その中において、「自己制約」や「義務」というものが発生し、これを果たす中で、「権利」というものが自ずから認められてくるのであります。そこでは、「権利」には、自ずから限界というものがあり、共同体を破壊するような「権利」や、共同体における「義務」を果たさない「権利」などは、有り得ないのであります。「権利」の限界を認識し、「義務」とのバランスをわきまえて、初めて「人権」はその根拠を得るのであります。

■抽象的な「個人」ではなく、血の通った「人間」こそ重要

私は、このように認識しているのでありますが、県が作成した「指針」には、このような記述は一行もなく、ただ、「生ま

れながらにしてある」という、無責任極まりない「個人の権利」のみを、主張しているのであります。

「権利の行使に伴う責任」を自覚する前に、「指針」に一行も記述されていない、共同体の一員として生きる血の通った人間の「自己制約」や「義務」について、知事はどのように認識しておられるのか、ご所見をお伺い致します。

■「戦争」の中で「人権」は無視されてもよいのか？指針前文の怪

また、本県が推進しようとする「人権教育・啓発指針」には、その前文に「平和のないところに人権は存在し得ない、人権のないところに平和は存在し得ない。」と明記してあるが、私には、この言葉の意味がどう考えても理解できない、例え、戦火の中でも人権はあるはずであります。

知事の名のもとに施行される、「人権教育・啓発指針」の、この言葉の持つ意味を、知事は、どのように理解されているのか、お伺いします。

■「人権」は「道徳」の前提があって初めて正常に機能する

さらに、人が共同体の中で生きるための基本的な精神は、道徳教育の中にこれを求めるべきであって、この人権教育も道徳の一分野にすぎないのであります。

多くの県民が知らないところで、一部の人達によって、こと

さらに「人権教育・啓発指針」なるものが策定されたことに、疑義を感じているのは、私一人ではないと思うのであります。

何も知らされていない多くの県民が、このような指針によって、いつのまにか支配されるという不条理が、今まさに行われようとしていることについて、多くの良識ある県民から選ばれた知事は、どのように、この「指針」を県民が理解できるように

説明していくのか、お伺いいたします。

4、道徳教育の振興について

■社会全体の道徳力の低下

質問の第四は、道徳心の育成についてであります。

その第一点目は、道徳県宣言についてであります。

青少年をめぐるっては、関係者の懸命な努力がなされ、暴走行為などは沈静化しつつあるものの、依然として、凶悪犯罪の発生や社会規範の欠如、教育現場における暴力やいじめなど憂慮すべき状況が続いております。

こうした現状を呈していることは、青少年の責任だけではなく、生命の大切さや、他人を思いやる心、善悪に対する判断力などを十分に養ってこなかった、我々大人の責任でもあります。

■全国各地における懸命な取り組み

これは、我が県だけの問題ではなく、現在、全国各地において懸命な取り組みがなされているのであります。東京都では、二年前に「心の東京革命」宣言を打ち出し、

「心の東京革命推進担当」を設け、「心の東京ルール～七つの呼びかけ」という「毎日きちんとあいさつさせよう」「他人の子供でも叱ろう」「ねだる子供に我慢をさせよう」「先人や目上の人を尊ぶ心を育てよう」「体験の中で子供を鍛えよう」「子供にその日のことを話させよう」などを柱とする取り組みをスタートさせました。

また、兵庫県の「トライ・やる・ウィーク」や、静岡県の「人づくり百年の計委員会」など、全国各地で「心の教育」についての取り組みが進められております。

更に「家庭教育の再建」「伝統文化の尊重」「自然体験の充実」「奉仕体験の実践」「大人の生き方の見直しと、学校・地域・家庭の教育力の再建」などを柱とした「モラル県宣言」が岡山県をはじめ、東京都や千葉県などで採択され、道徳を柱とする地域づくりの取り組みが推進されているのであります。

■本県を「道徳教育」の発信源に - 「道徳県広島宣言」を！

本県においても、文部省是正指導により全国に先駆けて「道徳教育」の見直しが進められてきたところではありますが、「道徳教育」を、学校の中だけのものとするのではなく、家庭・地域全体が、協力して取り組むことが出来るように、「道徳心」を柱とする県づくりを総合的に推進すべく、具体的に県民の指針となるような「道徳県広島宣言」を行うべきであると考えているものであります。知事は、どのようなご見解をお持ちなのか、お尋ね致します。

■「学習指導要領」に定められた「道徳教育」の在り方

第二点は、道徳教育課の設置についてであります。

学習指導要領においては、「学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行なうものであり、道徳の時間を初め

として各教科、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行なわなければならない。」とされ、道徳教育の目標は、「道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこと」とされています。

しかしながら、社会全体のモラルが低下する中で、善悪の判断ができない児童生徒が増加し、平成十二年度の本県公立学校の小中学生が起こした暴力行為が過去最高の千六百三十九件となるなど、極めて憂慮すべき状況にあります。

こうした生徒指導上の課題は、道徳教育の充実とも大きく関連しているものと考えますが、学校現場における「道徳教育の形骸化」は全国的な問題となっております。

■「人権」「同和」教育の歪みを抑える「道徳教育」充実のために、「道徳教育課」の設置を！

教育長は、先の二月定例県議会における、我が党の岡崎議員の質問に対して、「人権教育の実施に当っては、道徳教育の指導を充実していくことが、特に重要であり、道徳における指導内容として学習指導要領に示されているものにそって進めていく。」旨、答弁をされたところであります。

当然、そうあるべきであると考えますが、問題となるのは、各学校において、道徳が教科として設定されておらず、教科書もないということもあり、道徳教育の進め方や道徳の時間の年間授業計画、使用する教材などについて、学習指導要領に基づいた柱となるべきものが立っていないのではないかというこ

とであります。

このような状況の中では、道徳教育が人権教育に占領され、人権教育が同和教育に占領される学校が出てくる恐れが多分にあると思います。こうした恐れを払拭するためには、道徳教育を、学校教育全体を通して行ない、新たな人権教育の概念の中には、かつての、同和教育の概念はもはや存在しないことを、まず、明言し、その上で、今後の本県の道徳教育を充実していくための恒常的な部局として、新たに「道徳教育課」を設置する必要があると考えますが、教育長の御見解はいかがでしょうか。

決意を込めた、答弁を求めるものであります。

(中略)

おわりにあたって

さて、今年も五十八回目の、八月六日が近づいてまいりました。

あの原爆により、一瞬にして灰燼に帰し、多くの方々が永遠の眠りにつかれましたことには、無限の悲哀を同じくするものであります。

また、当時、偶然にも難を逃れた人達が、数々の戦後の困難に立ち向かいながら復興の基礎を築き、今日の繁栄に至ったことは、誠に感慨深いものであります。

今日、広島は、「平和都市」として、世界的にその名を知ら

れております。

しかしながら、その名は、ともすれば、一部団体の権利要求や、単なる反対運動のためにだけに利用されることはなかったでしょうか。

原爆投下から立ち上がった、我が広島の先人達は、誇りある歴史・伝統・文化を胸に、亡くなった同胞の御霊と供に、ここまで復興を成し遂げてきたのであり、こういう意味から、私は、広島こそ「独立自尊の精神」、回復の拠点足り得ると、確信するものであります。

時代の岐路に立つ今、この先人の偉業を受け継ぎ、福沢諭吉の言う、「一身独立して、一国独立す」の志を持った、「独立自尊の精神」を広島の子供達に伝えていくことこそが、我々の使命であるということを訴え、質問を終わります。

ご清聴、誠にありがとうございました。

平成十四年六月定例会（本会議答弁実録）

石橋議員（自民） 平成十四年六月二十七日

知事答弁実録

一・一 環境生活部

（問） 男女共同参画社会の現状認識について

（答） 基本法における「男女共同参画社会」とは、豊かで活力ある社会をめざし、男女が、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる社会でございます。

また、その社会においても、男性と女性には、性の違いが厳然としてあると考えております。

その上で、互いの違いを認め合いながら、自分の意思で、自分の人生や生き方を選択することが尊重される社会であると認識をいたしております。

環境生活部長答弁実録

一・二 環境生活部

（問） 男女共同参画基本計画について

（答） 男女共同参画社会は、家庭生活において、男女が、相互の協力のもとに、それぞれが家族の一員としての役割を果たしていくことができる社会でございます。

また、その社会は、家庭が尊重され、家族の絆が大切にされることによって、成り立つものでございます。

こうした認識のもとで、新たな基本計画の策定に取り組んで参ります。

教育委員会

一・三

(問) 現在進められている男女共同参画が教育現場に与える影響と課題について

(答) 学校におきましては、男女が相互に協力して男女共同参画社会の実現を目指し、各教科や道徳等を通じて指導していくことが重要であります。その際、男女が、お互いを異なる性として認め、尊重しあう態度を養うことも重要だと考えます。また、こうした指導は、学習指導要領に基づき、県民の理解や信頼を得つつ、行われるべきものと考えております。

ご指摘の家庭科については、中学校学習指導要領において、家族や家庭の基本的な機能を知り、家族関係をより良くする方法を考えることなど、家族に関する基本的な内容を学習することとされております。

その上で、高等学校学習指導要領では、家族・家庭の意義などを学習することとされておりますが、教科書では、現代の家族の特徴として、家族構成や家族規模の変化、人々の意識の変化などの説明に比重を置いた記述となっております。

高等学校家庭科の教科書の採択に当たりましては、教科書研究を十分に行って、学習指導要領の趣旨に照らし、より適切なものを採択できるよう、努力してまいりたいと考えております。

総務部企画部長答弁実録

二 総務企画部

(問) 議会制民主主義における審議会等のあり方について

(答)

- 行政課題が複雑多様化する中で、的確な政策判断を行っていくためには、その分野の専門家や角界各層からの幅広い意見を参考にする必要もあり、法律又は条例に根拠を置く「附属機関」や、県の要綱に基づく「懇話会」などを設置しております。
- なお、これらの「附属機関等」が形骸化し、県の政策決定を非効率にすることがあってはならないと考えており、「附属機関等」が、その目的に沿った機能を適切に発揮できるよう、運営の改善合理化に取り組む必要があります。
- このため、本県では、平成一〇年度に、「附属機関等の見直し計画」を策定し、これにより、設置目的の達成に伴う統合や廃止、設置期限の設定など、「附属機関等」の数を抑制するとともに、審議過程の透明性を図るために、会議や議事録の公開を促進するなど、所要の取り組みをしております。
- 今後とも、「附属機関等」につきましては、設置の必要性や運営方法の改善合理化について、不断の見直しを行うとともに、逐次、議会へ報告するなど、議会との連携を図りながら、行政が主体性を持った、適切な運営に努めて参ります。

知事答弁実録

三 環境生活部

(問) 広島県人権教育・啓発指針の基本認識について

(答) まず、「共同体の一員として生きる自己制約や義務」についてでございますが、共同体において、一人ひとりが自分の人権だけではなく、他人の人権についても正しく理解し、相互に人権を尊重し合いその共存を図っていくことが大切であると認識しております。

この場合の人権は、憲法にいう基本的人権でございます。

次に、指針の前文の「平和と人権」に関する記述につきましては「人権の尊重が平和の基礎であるところが世界の共通認識になりつつある」との認識のもとに、国が平成9年に策定した「人権教育のための国連一〇年に関する国内行動計画」の前文で記述されたところを、本県の指針策定に当り、盛り込んだものでございます。

次に、県民への指針の説明についてでございますが、この指針は、いわゆる「人権教育・啓発法」に基づき、本県が今後実施する、人権教育・啓発についての基本方針を示すものでございます。

指針は、公開による懇話会において議論し、県民の意見を求めた上でまとめられた提言をもとに、法の精神を踏まえ策定したものでございます。

この指針については、市町村や関係機関に通知するとともに、県のホームページに掲載いたしております。

今後は、人権週間など各種の機会を捕え説明を行い、周知に

努めたいと考えております。

人権教育・啓発の推進に当たっては、これまでの経緯を踏まえ、行政や教育の主体性を確保した上で、取り組むことが重要だと考えております。

知事答弁実録

四 - 一 生活環境部

(問) 「道徳県宣言」について

(答) 青少年の状況を見ますと、いじめ、不登校、性・薬物、暴走行為、凶悪犯罪の発生など、誠に厳しいものがあります。

このような状況に鑑み、本県においても、平成十四年度重点五分野の一つとして、教育改革を掲げ、教育委員会では、「確かな学力」「豊かな心」「信頼される学校」を三つの柱として、新たな「教育県ひろしま」の創造に取り組んでおります。

また、青少年の健全育成を願い、「ひろしま教育の日」の制定や「青少年育成地域活動日」の制定を行い、「元気な広島子ども夢宣言」を発し、規範意識や地域の教育力の強化を図る取り組みを推進しているところでございます。

特に、「豊かな心」を育むことは、教育改革の大きな柱であり、教育分野における道徳性涵養の視点の中で、ご指摘の点も含め、研究・検討して参りたいと考えております。

教育委員会

四・二

(問) 道徳教育の進め方について

(答) まず、人権教育については、人権意識を高めることを目的として実施するものでありますが、こうした目的は、学習指導要領に基づく道徳や各教科等の学習内容を指導することによって達成できるものと考えております。

従いまして、同和問題の解決をめざし社会運動等との関係が不明瞭になりがちであったこれまでの同和教育とは異なるものであります。

また、道徳教育の充実については、学習指導要領に基づき、年間の授業の計画を明確化したうえで、毎時間の授業の内容を充実するための施策を行ってまいります。具体的には、実践校として十五校の小中学校を指定して道徳の授業の研究開発を行うこと、文部科学省が作成して本年度から全国のすべての小中学生に配布している「心のノート」の活用を図ることなどを進めているところであります。

さらに、道徳教育を充実するための組織体制については、本年度から、心の教育を総合的に推進するために指導第三課を設置し、全国でも例のない道徳教育係を設けたところですので、この組織体制の下、学習指導容量に基づく道徳教育を全県的に充実させる取り組みを進めて参りたいと考えております。